

公益財団法人山口県学校給食会

助成金支援事業及び学校給食用一般物資助成支援事業(公募型)実施要領

I 目 的

この要領は、学校給食の充実と食育推進を支援するため、公益財団法人山口県学校給食会(以下「県給食会」という。)が、県下の学校、地域において実施される調理講習会、児童生徒、保護者を対象とした食育、学校給食教室等に対し、助成金及び学校給食用一般物資を助成するための必要な事項を定める。

II 事 業

1 助成金支援事業

(1) 対 象

①学校給食に関わる団体が児童生徒、保護者を対象に校内及び地域で実施する食育に関する講習会、学校給食料理教室等

(2) 学校給食に関わる団体

①学校栄養士会

②P T A団体

③学校給食共同調理場

④各市町立小学校・中学校、国立小学校・中学校、県立総合支援学校等

(3) 助成対象経費

助成対象経費は、次のとおりとする。

①会場借上料

②講師謝金、旅費、交通費

③資料作成費

④材料費

⑤消耗品

⑥通信運搬費

但し、参加費、他団体の助成金で充当する予定のものは除く。

(4) 申請並びに助成金の決定

①期 間 申請は毎年度2月末日までとする。(消印有効)

但し、助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は当年度の事業を終了する。

②申請方法 主催する責任者名で開催日までに申請書(様式1)により申請すること。県給食会は内容を精査の上助成決定をし、速やかにその旨を申請者に通知する。

③条 件 助成金以外に経費の予算があること。

④報 告 主催する責任者は、事業終了後速やかに県給食会に別紙報告書

(様式2)により、責任者名で報告すること。

但し、支払領収書及び開催当日使用した資料等を添付すること。

- ⑤決定 県給食会事務局において報告内容を精査し、助成金額を決定する。
決定金額は、助成金決定通知書(様式3)により、責任者宛て通知する。

なお、助成額は参加者1人当たり400円までとし、講師謝金、旅費、交通費は5,000円を限度として別途助成する。

但し、助成額は1申請につき20,000円までとする。

また、助成金の決定額は、実際に助成事業に要した経費のうち、助成金対象となる経費の額又は助成金の交付決定額のいずれか低い額を交付するものとする。

- ⑥交付 助成金決定通知書に基づき申請者から提出された助成金請求書(様式4)により、速やかに支払うものとする。

2 学校給食用一般物資助成支援事業

(1) 対象

- ①学校給食調理員対象の調理講習会及び研修会
- ②栄養教諭及び学校栄養職員対象の調理講習会
- ③学校の了解のもとに、校内、地域において児童生徒、保護者を対象に栄養教諭及び学校栄養職員が行う食育、学校給食教室等

なお、授業として行われる調理等は含まないものとする。

(2) 申請並びに一般物資助成の決定

- ①期間 申請は毎年度2月末日までとする。(消印有効)
- ②申請方法 主催する責任者名で開催日までに申請書(様式5)により申請すること。
配送の予定があるため、開催の1ヶ月前までに申請すること。
- ③条件 原則1回の講習会の提供物資の上限額は1人当たり600円とし、20,000円を限度とする。
但し、提供物資は当給食会に在庫があるものに限る。当給食会の物資は1単位量が大きいいため、少量の物資については助成金支援事業で対応のこと。
- ④報告 主催する責任者は、事業後速やかに県給食会に別紙報告書(様式6)により、責任者名で報告すること。
- ⑤決定 県給食会事務局において申請内容を精査し、提供する一般物資を決定する。決定した一般物資は速やかに通知する。

また、事業の予算額（200,000円）に達し次第、当年度の事業を終了する。

- ⑥提供 提供物資は県給食会の配送計画を基に開催日の直近の配送日に配送する。

Ⅲ その他

1 申請について

- (1) 事業内容、申請内容の相談については、県給食会へ問い合わせしてください。

TEL 083-922-0714

FAX 083-923-0830

- (2) 申請書等の様式は当給食会のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして利用してください。

附 則

この要領は平成24年7月11日から施行する。

附 則

平成24年8月9日一部改正

この要領は平成24年9月1日から施行する。

附 則

平成25年4月1日一部改正

この要領は平成25年4月1日から施行する。

公益財団法人山口県学校給食会
助成金支援事業助成金（公募型）交付の流れについて

助成対象

学校給食に関わる団体が児童生徒、保護者を対象に校内及び地域で実施する食育に関する

講習会、学校給食料理教室等

※対象団体・対象経費の定めあり

1 申請書受付

毎年度2月末日まで

※ 但し、助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は当年度の事業を終了する。

↓

2 助成金支援事業申請書

開催日までに申請書を提出する。

【※予算化されている（事業計画にある）事業に限る】

↓

助成決定通知（申請書等関係資料審査及び助成決定）

↓

3 助成金支援事業報告書の提出

※但し、支払領収書及び開催当日使用した資料・参加者名簿等を添付すること。

↓

助成金額確定

助成金確定額通知

↓

4 助成金請求書の提出

↓

助成金振込通知・振込

公益財団法人山口県学校給食会

学校給食用一般物資助成支援事業助成金（公募型）交付の流れについて

助成対象

学校給食調理員対象の調理講習会及び研修会
栄養教諭及び学校栄養職員対象の調理講習会
学校の了解のもとに、校内、地域において児童生徒、保護者を対象に栄養教諭及び学校栄養職員が行う食育、学校給食教室等
なお、授業として行われる調理等は含まないものとする。

1 申請書受付

毎年度2月末日まで

※ 但し、助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は当年度の事業を終了する。

↓

2 一般物資助成支援事業申請書

開催日の1カ月前までに申請書を提出する。

※給食会取り扱い物資に限る

↓

助成決定通知

物資配送

↓

3 一般物資助成支援事業報告書の提出

※但し、当日使用した資料等を添付すること。